

## 下水道受益者負担金・分担金の納期(旧西条市分)

8月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

### ■対象の納期限

旧西条市賦課分  
第2期 9月1日(月)

### ■問合せ

市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係

TEL 0897-52-1224

## 家庭のバッテリー、タイヤ特別収集を実施します

1家庭につき、次のごみを収集します。

○バッテリー 2個まで

○タイヤ 5本まで

### ■収集方法

申込期間終了後、市庁舎または各総合支所へごみを持ち込んでいただきます。

### ■申込期間

8月1日(金)～8月15日(金)

### ■申込先

○旧西条市区域の方  
市庁舎別館衛生課  
廃棄物対策係

TEL 0897-52-1338

○旧東予市区域の方

東予総合支所市民福祉課  
生活環境係

○旧丹原町区域の方

丹原総合支所市民福祉課  
市民生活係

○旧小松町区域の方

小松総合支所市民福祉課  
市民生活係

## お盆のごみ収集・し尿くみ取りをお休みします

### 【ごみ収集の休み】

お盆は、次の日程・区域でごみ収集をお休みします。

対象区域の方は、次回の収集日に出してください。

○8月15日(金)

旧西条市・旧東予市区域

○8月16日(土)

市内全域

※お盆明けは大量にごみがあるため、収集時間が大幅に変わることがあります。ルールを守り、必ず朝8時までに出示してください。

ごみステーションを管理されている方へ

収集休みを周知するステーション用のチラシを、担当課窓口と各公民館に準備していますので、ご利用ください。

## 【し尿くみ取りの休み】

お盆は左表の日程で各業者がお休みを予定しています。

お盆の時期は、くみ取りの依頼が集中するので、早めに業者へお申し込みください。

### 【問合せ】

○市庁舎別館衛生課  
廃棄物対策係

TEL 0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課  
生活環境係(東予)  
市民生活係(丹原・小松)

※日曜日は定休日

担当区域	業者名	休業期間
旧西条市	西条環境整備企業組合 TEL0897-55-3244	8月15日(金)～17日(日)
	(有)石鎚スカイクリーン TEL0897-57-7655	
旧東予市	周桑衛生企業組合 TEL0898-65-5659	8月14日(木)～17日(日)
	(有)三芳衛生社 TEL0898-66-4098	
旧丹原町	(有)丹原清掃社 TEL0898-68-5015	8月15日(金)～17日(日)
	ヒカリ環境開発(有) TEL0898-68-6533	
旧小松町	周桑衛生企業組合 TEL0898-65-5659	8月14日(木)～17日(日)
	株)小松協同企業 TEL0898-72-4498	

## 建築物を建てる時、狭い道では 道路後退 が必要です

### 門、塀などを建てる時にも道路後退が必要です

#### ■狭い道で建築物を建てるには

建築物を建てるには、建築基準法で建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していることが、原則として定められています。

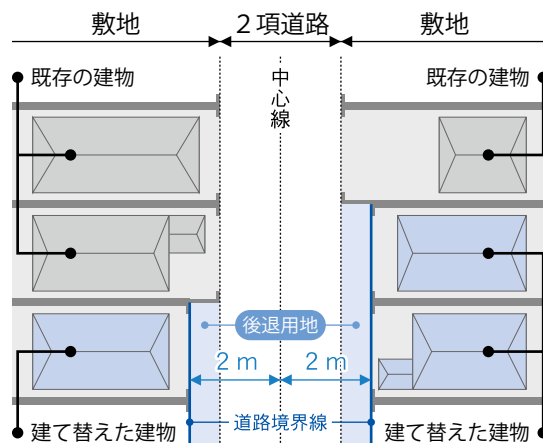
ただし、幅員4m未満の道路であっても、古くから存在し、すでに建物が立ち並んでいる1.8m以上の道路については、その中心線から2m後退(道路後退)したところを道路境界線とみなすことで、後退した部分を道路として指定することができ、建築物を建てるのが可能になります。(門や塀などを築造する場合も道路後退が必要です)

このことは建築基準法第42条第2項に定められているため、幅員が4m未満1.8m以上の道路を「2項道路」と言います。

#### ■税制上の優遇制度があります

道路後退した部分については、申請することによって固定資産税の免税制度があります。また、後退部分のアスファルト舗装についても市が行いますので、建設道路課へ申請してください。

■問合せ 市庁舎別館建築住宅課 建築係 TEL0897-52-1554



道路後退は、①緊急車両の円滑な通行②火災の延焼防止③災害時の避難経路の確保④日照や通風の確保などを図るために行われます。